

日本機械学会学術誌投稿規定

この規定は、日本機械学会学術誌（Bulletin of JSME）規定が定める日本機械学会学術誌への投稿に関する事項について定める。

（著者、共著者）

第1条 投稿は、著者（共著者がいる場合は全著者を代表する者）が行う。著者および共著者とは、以下の条件(1)および(2)に該当する者である。

(1) 研究の着想と企画、データの取得、分析、解釈に実質的な貢献をしている。

(2) 投稿する原稿の内容の全てを承認している。

著者および共著者の日本機械学会（以下、本会）会員資格はこれを問わない。投稿後の著者および共著者の追加・削除・順番の変更は認めない。

第2条 共著者がいる場合、本会は共著者であることの確認を行う。その確認がとれない場合は、投稿を受け付けない。

（原著及び未投稿・未公開）

第3条 投稿する原稿は、著者および共著者の原著であり、原稿受付の時点で、未公開であり未投稿でなければならない。

但し、以下の全てに該当する場合は、未公開として取り扱う。別に協定等により、その扱いが定められている場合は当該協定等に従う。

- ・本会に著作権が譲渡された研究発表論文が講演されている場合。
- ・当該投稿論文に、講演済であることが明記されている（講演情報を記載する）場合。

（プレプリント）

第4条 著者が投稿前または投稿と並行してコミュニティに認知されたプレプリントサーバへ原稿を投稿することを認める。但し、一次研究を記述した原稿のオリジナルな版にのみ適用される。論文校閲を受けて修正された原稿、出版のために受理された原稿、ジャーナルに掲載された原稿はプレプリントサーバに掲載してはならない。原稿がジャーナルへの掲載を承認された場合、著者はプレプリントを更新して、公開された原著論文へのリンクを求める。

（倫理指針）

第5条 著者は、原稿の作成に際して、「日本機械学会 論文投稿・校閲に関する倫理指針」を順守しなければならない。

ヒトを対象とする研究の成果を投稿する場合、“ヘルシンキ宣言”の倫理的原則に則って、プライバシーに十分配慮したものであり、インフォームド・コンセントを得て行われた研究でなければならない。

ヒトおよび動物を対象とする研究等の成果を投稿する場合、所属機関等の倫理委員会あるいは動物実験委員会等の承認を受けて実施したものでなければならない*。原稿には同承認を受けた研究であることを明記しなければならない。

*所属機関のコンプライアンスを担当している部署の承認でも可とする。また、利害関係のない第三者の審査委員を立て承認を得ていることでも可とする。

（利益相反）

第6条 著者および共著者は、原稿に記載された内容に関して利益相反となる者がいる場合には、説明責任と公明性を重視して、原稿において利益相反についての情報を明記しなければならない。

（校閲者推薦）

第7条 著者は、校閲（査読）候補者を編修委員会に推薦することができる。

（著作権）

第8条 投稿原稿および掲載論文の著作権は原則として本会に帰属する。掲載論文は、クリエイティブ・コモンズのライセンス（CC ライセンス）の条件下で掲載する。著者および共著者は CC

ライセンスの付与に同意しなければならない。なお、採用しているライセンスはジャーナル毎に異なるため、ジャーナルのウェブサイトを確認すること。

- (1) 原稿が投稿された時点をもって、著作権は本会へ譲渡されたものとする。著者は著作権委譲書に署名し、これを投稿時に提出する。共著者は本会への著作権譲渡を投稿する著者に委任する。
- (2) 著者あるいは共著者が原稿および掲載論文の全文を複製の形で他の著作物に利用する場合には、事前に本会へ文書で申し出を行い、許諾を求めなければならない。
- (3) 第三者から、掲載論文の複製あるいは転載に関する許諾の要請があり、本会において必要と認めた場合はこれを許諾することがある。
- (4) 著者あるいは共著者の所属機関（大学、会社、研究機関等）が、原稿（掲載論文ではなく）を電子書庫での保存やインターネットで公開する場合に限り、本会への許諾申請は免除する。ただし、公開の際に初出の出典（本会の発行物）を明記するとともに、著者および共著者から承諾を得ることを条件とする。
- (5) 著作権に関して問題が生じた場合、すべての責任は著者あるいは共著者にあるものとする。
- (6) プレプリントサーバに原稿を投稿する場合、著者は著作権を保持しなければならない。

（投稿）

第9条 投稿する原稿は、本会所定のテンプレートに記載された要領に従い、掲載論文の規定ページを超えないページ数で、上記のテンプレートを用いて作成したものでなければならない。原稿は指定された電子投稿・審査システム（以下、投稿システム）から投稿しなければならない。郵送等による紙原稿は受け付けない。投稿時には著作権委譲書を提出しなければならない。

第10条 投稿された原稿には、個別の原稿受付番号を付与する。本会への連絡にはこの原稿受付番号を用いることとする。

第11条 原稿受付日は、本会の投稿システムにより著者が投稿を行った日とする。ただし、投稿原稿等に不備があった場合には、編修委員会は、再投稿を依頼する。その場合の原稿受付日は、不備の解消が確認された日とする。また、編修委員会による審査の結果として内容の加筆・修正依頼（照会）をした原稿については、その照会発信日から2か月以内に著者から回答とともに改訂原稿が提出（本会へ着信）されなければ、最初の受付日は無効となり、改訂原稿が提出された日を新たな原稿受付日とする。

（審査）

第12条 受付番号が付与された原稿は審査を受ける。編修委員会による審査の結果、掲載可と判定されなくても、改訂次第で掲載可と判定される可能性がある場合、著者へ照会事項（内容の加筆・修正などの依頼を含む）を通知する。著者は、原則2週間以内に回答書と修正原稿を提出する。

第13条 著者への照会発信日から2か月間が経過した後に提出された改訂原稿については、当該改訂原稿を受領した日を原稿受付日とした、新規投稿原稿相当（審査は継続する）として取り扱う。なお、照会発信日から3か月を経過しても回答のない場合は、原稿の改定等を行う意志がないものと判断して、掲載否と判定する。

第14条 不可抗力（たとえば、病気、急な海外出張）により照会事項に対する回答を期限までにできない場合には、回答提出予定日を付した回答期限延長理由書を編修委員会へ提出しなければならない。ただし、回答提出予定日は照会発信日から3か月以内でなければならない。

第15条 理由書に記載された延長理由が編修委員会において、「不可抗力」と認められた場合に限って、回答提出の延長を認めることができる。延長が承認された場合は、照会発信日から2か月以降に提出された改訂原稿であっても最初の原稿受付日を有効とする。認められた延長期限までに原稿または回答が提出されない場合は、原稿の改定等を行う意志がないものと判断して、掲載否と判定する。

第 16 条 掲載の可否は、編修委員会が決定する。審査の結果、掲載否と判定された原稿は、理由を付して著者にその結果を通知する。その際には、著作権は、本会から著者へ返却されるものとする。

掲載可と判断された場合には、編修委員会より正原稿提出のお願いをする。編修委員会により掲載決定の通知がされた日を当該論文の採択日とする。

(プライオリティ)

第 17 条 論文のプライオリティの発効日は、原稿受付日とする。

(論文の責任)

第 18 条 論文の内容についての責任は、すべて著者および共著者が負うものとする。全てのデータは、事実に基づいた正しいものを記載するものとする。

(著者校正)

第 19 条 著者校正は 1 回とし、原稿の誤記（ケアレスミス）の修正のみとする。

(掲載料)

第 20 条 論文掲載後、著者に対し、日本機械学会学術誌（Bulletin of JSME）規定で定める掲載料を請求する。請求書発行後 1 年以内に掲載料が支払われない場合は、支払いが完了するまで、該当著者からの投稿は認めない。請求書発行後 2 年以上を経過しても支払われない場合は、当該論文の掲載取消しの処置を行う。

(取り下げ)

第 21 条 投稿原稿を審査の途中で取り下げたい場合、著者は、著者および共著者の署名入り理由書（原稿受付番号を併記）を速やかに編修委員会に提出する。編修委員会で取り下げが認められた場合、投稿システムで原稿取り下げ処理を行う。その際には、当該原稿の著作権は、本会から著者へ返却する。

編修委員会からの掲載決定通知後に原稿を取り下げる場合は、著者は掲載料を負担するものとする。一度取り下げた原稿を再投稿する場合は、新原稿として扱う。また、論文として公開された後に取り下げを行う場合、編修委員会は各誌を通じてその旨を公表する。

(反論)

第 22 条 掲載否の通知後 2 か月以内であれば、著者は反論を申し出ることができる。同一原稿に対しての反論の申し出は 1 回限りとする。

なお、掲載否の理由に基づいて改訂された原稿は反論とみなさない。改訂された原稿が提出された場合は、新たに投稿された原稿として扱う。

反論に対しては次のような処置が行われる。

(1) 返却理由に対して、著者より意見が提出された場合は、編修委員会にて取扱いを決定する。

(2) 再校閲を行う場合は次のいずれかによる。

a) 否と判定した校閲者に、返却理由及び著者の反論を添えて再校閲を依頼する。

b) 見解の相違と考えられる場合は、編修委員会は新たな校閲者を選出し校閲を依頼する。

本規定の変更は編修理事会の承認を必要とする。

2013 年 7 月 10 日 制 定
2013 年 10 月 8 日 改 訂
2015 年 1 月 13 日 改 訂
2015 年 5 月 19 日 改 訂
2015 年 7 月 12 日 改 訂
2017 年 3 月 28 日 改 訂
2018 年 3 月 27 日 改 訂

2021年3月23日 改訂
2021年7月13日 改訂
2023年3月28日 改訂